

生駒市法令遵守委員会
平成20年度第2回会議次第

日 時 平成20年6月24日（火）

午後3時から

場 所 生駒市役所2階 201会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 法令遵守推進制度の運用状況について

(2) 庁内調査について

(3) その他について

3 閉 会

【配付資料】

- ・法令遵守推進制度運用状況
- ・要望等記録一覧表（平成20年4月分）
- ・要望等記録票兼報告書（平成20年5月分）（暫定分）
- ・生駒市法令遵守推進条例に係る要望等調査の実施について（案）

平成20年度第2回生駒市法令遵守委員会
会議録(要旨)

日時 平成20年6月24日(火) 午後3時～7時

場所 生駒市役所 201会議室(2階)

出席者

(委員) 比山節男委員長、秋田仁志委員(兼委員長職務代理者)、河良彦委員
(事務局) 坂野監査委員事務局長、山岡監査委員事務局局長補佐、
三原監査委員事務局係長、窪田監査委員事務局書記

議案

1 開会

2 案件

- (1) 法令遵守推進制度の運用状況について
- (2) 庁内調査について
- (3) その他について

3 主な決定内容等

(1) 法令遵守推進制度の運用状況について

○ 5月分の要望等報告について【事務局から報告】

・「要望等の記録・公表制度」(以下「本制度」という。)の運用状況を示す一覧表の表記方法として、行政委員会等(会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局)についても、各々の委員会ごとに報告件数を表記した方がいいのではないか。

→ 今後そのようにさせていただく。

・今回、初めて監査委員事務局から「要望等記録票兼報告書」(以下「記録票」という。)が提出されたが、これまで監査委員事務局において「要望等」を受けたことはなかったのか。

→ これまで監査委員事務局に寄せられる「要望等」として、要望者自身が請求したいと考えている案件について住民監査請求を行えるかどうかの問い合わせを受けることはしばしばあった。ただ、監査委員事務局から請求するに当たっての要件等について説明することで当該要望者に納得していただけてきた(その場で用件が終了した)ことから、条例第7条に規定された「記録の例外」に該当するものと考え、記録票の作成は行ってこなかった。

(2) 庁内調査について

○ 調査の趣旨、目的

報告される件数自体が本制度の制定当初と比較して減少していることに加え、部によって要望等の記録に係る報告件数が極端に異なることから、要望等が全くなかったのか、条例第7条に規定された「記録の例外」なのではないかと迷って

記録票を提出してこなかったのか、又は日常業務に忙しくて記録票を作成する時間的な余裕がなかったのか、といった本制度に係る運用実態の報告を受け、各課から報告されるべき案件が報告されてきているかどうかを把握することを主要な目的とする。また、各課における本制度に対する疑問点及び必要性の認識の度合いについても併せて調査することとする。

委員としては、今回の調査結果に基づき、報告されるべき「要望等」に係る定義づけを行い、本制度に係る効果的で効率的な運用を実現するための改善策等について検討・議論していくこととしたい。

なお、各課に寄せられた要望等について、条例第 7 条においては要件に合致するような案件は「記録しないことができる」と規定されていることから、個々の市職員の条文の解釈に違いを生じさせ、記録票の報告件数の多寡につながってきていることも考えられる。

○ 調査の対象、手法等

昨年、本市で発覚した助成金費消事件を踏まえ、全課を対象とするのではなく、まずは事業部門の建設部、都市整備部及び開発部を対象を限定（その後、比較のために企画財政部を追加）して、各課における業務繁忙期を回避するなど時期を考慮した上で実施することとする。

なお、調査については、今後も継続的に実施していき、数年をかけてすべての部局を調査することとしたい。本制度については今後も継続すべき制度であることから、その運用に当たっては、修正を重ねていきながら、個々の市職員が適切に運用できるような制度とする必要がある。

また、調査結果の集計に当たっては、物理的な制約により単純集計となることから、調査票においては、個々の市職員における条例や条例施行規則の解釈(選択項目)に加え、本制度に対する認識の度合いや記録表作成の困難さといったいわば(本音の)意見等を記入してもらえるような自由記載欄を設け、記録票を作成していない理由等について把握することとする。当該欄に「対応処理終了」「日常要望」等 1 行でいいので、あくまでも何か自分の言葉で意見を記載してもらうことで、個々の市職員の率直な意見等も知ることができるのではないか。なお、調査票における個々の調査項目については、報告書(11 月報告予定)における内容も踏まえ、さらに事務局で検討を重ねてもらうこととする。

さらに、本制度に係る効果的で効率的な運用改善策について検討していくに当たっては、市職員から本制度における疑問点や意見等について簡単なレポートを提出してもらうことも検討してみてもどうか。効果的で効率的な運用を実現するためには、現場の声を聞くことも大変重要である。

併せて、もし状況が許すようであれば、これまで 1 件も記録票の提出がなされていない課に対してヒアリングを試み、各課における「要望等」の実態について把握したいとも考えている。

○ 調査の依頼

各課への依頼通知には、条例第 2 条第 6 号で規定された「要望等」の定義を明記するなど再度修正することとする。

(3) その他について

○ 今後の運用等について

これまでに報告された案件についても、報告の必要性の有無を含めて、条例第7条の規定に基づき再評価を行う必要があるのではないかと。

また、記録票への記入項目や記入水準が高いようにも思う。確かに記録票には日時や内容等についての記載は必要であるが、各課においては日常業務に係る日誌も作成しているものと思われることから、要望等内容欄には「〇〇公園整備」等とだけ記載し、併せて詳細については簿冊である業務日誌を参照する旨記載しておけばいいのではないかと。

記録票の作成事務自体が風化し、本制度が事実上運用されなくなることを防ぐため、これを機に、記録表の記入に当たっては、1~2行程度で記入できるような簡単な様式への変更を検討する必要もあるのではないかと。ただし、検討する際には、本制度の運用について、作成される記録票の記入水準の質の高さを追求するのか、又は、各課において記録票による要望等の報告を日常化させることを追求するのか、市として本制度をどのような点に重きをおいた制度とするのかについても検討する必要がある。

本制度を周知させるに当たっては、各課から事務局に対してあった問い合わせや意見等については、事務局において記録しておくべきである。また、それらについては、今後の研修事項として活用させるものとする。

○ 広報への掲載について【事務局から報告】

条例第17条の規定に基づき、本制度における趣旨や平成19年度における運用状況等(概要のみ)について「広報いこま6月15日号」に掲載した。

○ 次回の予定

8月21日(木)午後3時より

(→後日、8月27日(水)午後3時よりの開催に変更)

今回の調査結果(報告された件数)については、委員会の開催までに報告する。

4 閉 会